

つくばみらい 相談事例

新聞の訪問販売

長年、同じ新聞を購読しています。最近他紙の訪問を受け、「5年間の契約をすれば、景品はテレビ」と言われ変更を考えていますが、注意することはありますか？

長期間の新聞の購読契約をした場合、中途解約でのトラブルが多く起きています。特に高齢者の契約では、「入院などを理由に解約を申し出たが、応じてくれない」「中途解約されたが、高額な解約料や景品代を請求された」などのトラブルがあります。

ここでの景品は「テレビ」ですが、新聞の購読契約で提供してよい景品の上限額は、景品表示法や公正競争規約で定められており、取引価格の8%または6か月分の購読料の8%のいずれか低い額（通常は最高で2,000円程度）となっています。

「テレビ」は景品の上限額を超えていると考えられますが、違法な景品が提供されたとしても、現状では「契約の取消し」「景品やその代金の返還」についての定めが無いため、直ちに解約にはつながりません。

また、クーリング・オフ期間が過ぎてしまった場合は、原則として一方的な解約はできませんので、長期間にわたる購読契約には、十分注意が必要です。